

老人福祉センター清掃等業務仕様

I 各施設において必要な業務

次の表の施設の区分に応じ、丸印の業務を「II 業務の仕様」に従い実施すること。

	施設清掃	消防用設備 保守点検	機械警備	電気工作物 保安管理	下水中継ポンプ 保守点検・清掃	エレベーター 保守点検	受水槽 清掃	浴槽水質 検査	建築設備 定期点検	建築物 定期点検
仁連木	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
下地	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
高師	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
石巻	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○
大岩	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○

※全ての業務について、作業に要する光熱水費は指定管理料に含むものとする。

II 業務の仕様

1 施設清掃

(1) 業務内容

箇所	内容
床	フローリング、Pタイル床、モザイクタイル等の洗浄、ワックス仕上げ、カーペットクリーニング
ガラス	ガラス磨き
雨樋	清掃

(2) 各施設の清掃面積

施設	床面積 (㎡)	ガラス面積 (㎡)
仁連木老人福祉センター	382	205
下地老人福祉センター	382	151
高師老人福祉センター	316	143
石巻老人福祉センター	186	73
大岩老人福祉センター	394	213

(3) 業務回数

年2回

2 消防用設備保守点検

(1) 業務内容

次の表に掲げる消防用設備について消防法及び関係法令等に従い保守点検を行う。

区 分	数量	内 訳				
		仁連木	下地	高師	石巻	大岩
P型2級 受信機	5	1	1	1	1	1
差動式スポット型感知器	70	12	14	13	13	18
定温式 //	28	4	6	5	5	8

煙感知器	11	1	1	1	3	5
警報ベル	11	2	2	2	2	3
表示灯	11	2	2	2	2	3
P型手動発信機	11	2	2	2	2	3
非常用電源装置	一式 ×5	一式	一式	一式	一式	一式
誘導灯	23台	4台	7台	3台	4台	5台
消火器具	31本	5本	5本	5本	7本	9本
非常放送設備	一式 ×2	-	-	-	一式	一式
避難器具	3台	-	-	-	1台	2台

(2) 業務回数

6か月に1回

3 機械警備

(1) 業務内容

ア 警備方法

赤外線若しくは空間立体警備を含む機械警備

イ 警備時間

①毎日

午後5時00分から翌日午前9時00分までとする。

②日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定された休日）

日曜日、祝日（ただし敬老の日を除く）と、12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日は、上記①に加え、午前9時00分から午後5時00分までも警備時間とする。

③その他

- ・開館時間等の変更又は指定管理者の都合による勤務日及び勤務時間の変更がある場合は、それに伴い警備時間を変更するものとする。
- ・火災警備については、24時間とする。

(2) その他

- ・機械警備を開始・解除させるための鍵については、契約期間中、警備対象施設ごとに市へ2枚貸与すること。
- ・石巻老人福祉センターについては、同敷地内の石巻高齢者活動センターと従来警備システムを共用しているため、石巻高齢者活動センターと共同契約とすることを可能とする。その場合に係る費用については案分することとし、割合は5割とする。

4 自家用電気工作物保安管理業務

(1) 業務内容

自家用電気工作物について電気事業法及び関係法令等に従い保安管理業務を行う。

(2) 対象となる電気工作物

事業所の名称	石巻老人福祉センター	大岩老人福祉センター
需要設備容量	80kVA	80kVA
受電電圧	6, 600V	6, 600V

(3) その他

石巻老人福祉センターについては、同敷地内の石巻高齢者活動センターと電気設備を共用しているため、契約に係る費用を石巻高齢者活動センターと案分することとし、その割合は5割とする。

5 下水中継ポンプ保守点検・清掃

(1) 業務内容

石巻地区における下水道への中継ポンプにおいて、中継ポンプ槽の清掃、保守点検を行う。

(2) 業務回数

- ・保守点検 年12回(毎月)
- ・槽内清掃 年2回

(3) その他

石巻老人福祉センターは、同敷地内の石巻高齢者活動センターと下水中継ポンプを共用しているため、契約に係る費用を石巻高齢者活動センターと案分することとし、その割合は5割とする。

6 エレベーター保守点検

(1) 業務内容

定期点検並びに建築基準法及び関係法令等に従い法定検査を行う。また、緊急時に調整修理を行う。

(2) 業務回数

- ・定期点検 月1回
- ・法定検査 年1回

(3) エレベーター仕様

東芝エレベーター株式会社製 油圧式1基

7 受水槽清掃

(1) 業務内容

簡易専用水道受水槽(8m³)の清掃、水質検査を行う。

(2) 業務回数

年1回

8 浴槽水質検査

(1) 業務内容

公衆浴場法及び関係法令等に従い、浴槽水の消毒並びに原水、原湯及び浴槽水の水質検査を行う。

(2) 業務回数

浴槽水の消毒 毎回

水質検査 年1回

9 建築設備定期点検

(1) 業務内容

建築基準法及び関係法令等に従い建築設備の定期点検を行う。

(2) 業務回数

年1回

10 建築物定期点検

(1) 業務内容

建築基準法及び関係法令等に従い建築物の定期点検を行う。令和6年度と令和9年度に実施すること。

(2) 業務回数

3年に1回